

福岡県公報

令和元年10月18日
第 48 号

目次

告 示 (第361号 - 第368号)

○青少年に有害な図書類の指定	(青少年育成課)	2
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意	(漁業管理課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案の募集	(税 務 課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表	(労働政策課)	9

公安委員会

○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	10
-------------	---------------	----

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続開始の更正決定	(用 地 課)	11
○土地収用法第65条第1項第1号の規定に基づく送達すべき書類	(用 地 課)	16

告 示

福岡県告示第361号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

種類		題 名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	アリエナイ理科ノ大事典 [改訂版]	ISBN978-4-86673-142-1	株式会社三オブックス	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるため。

福岡県告示第362号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
福岡市東区大字志賀島	船越 元司	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
同上	中島 利幸	旧志賀島漁業協同組合の地区(志賀島加入区)	

福岡県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	町川原赤間線	古賀市筵内791番1先から古賀市筵内1512番先まで

福岡県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年10月18日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
田 川	322号	田川郡香春町大字採銅所1253番6先から田川郡香春町大字採銅所3257番4先まで

福岡県告示第365号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字中山76、朝倉郡東峰村大字福井字屋敷2852、2855から2857まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山76（次の図に示す部分に限る。）、字屋敷2855、2852・2856・2857（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに朝倉市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第366号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字中山114の2、朝倉郡東峰村大字福井字山ノ神2691から2693まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山114の2（次の図に示す部分に限る。）、字山ノ神2691から2693まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに朝倉市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第367号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字大庭ノ元5158、5161から5164まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大庭ノ元5161から5163まで、5164（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第368号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市佐田字田ノ元4787、4789、4794、4802の1、4803、4804、字中村4967の2、4971、4972、4975、4977の1、4970・4973（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ノ元4789、4787・4794・4802の1・4803・4804（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字中村4970、4972、4973、4971・4975・4977の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

次のとおり福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税種別割納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 県内に事業所を有する者であること。
- 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に基づく暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

(2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から令和元年11月15日（金）までの福岡県の休日を定める条例（

平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会

ア 日時

令和元年10月28日(月)午後2時00分から午後3時30分まで

イ 場所

〒812-8542

福岡市博多区博多駅東一丁目17番1号

福岡東総合庁舎1階1号会議室

ウ その他

出席者は1社につき3名までとする。事前予約は不要

(4) 提案書の提出

ア 期限

令和元年11月15日(金)午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること(ただし、県の休日には受領しない。)

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス白水店

(2) 所在地 春日市上白水四丁目54番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス春日店

(2) 所在地 春日市昇町七丁目66番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 夜須ショッピングセンター
 - (2) 所在地 朝倉郡筑前町篠隈字近牟田327番1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス那珂川店
 - (2) 所在地 那珂川市片縄北六丁目798番6 外4筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス宗像店
 - (2) 所在地 宗像市赤間三丁目250番1 外12筆
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ダイレックス東福岡店
 - (2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ヒマラヤスポーツ&ゴルフくりえいと宗像店・ダイレックスくりえいと宗像店

(2) 所在地 宗像市くりえいと二丁目1番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス小郡店

(2) 所在地 小郡市小郡中尾694-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ミスターマックス大牟田ショッピングセンター

(2) 所在地 大牟田市馬渡町1-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス白水店

(2) 所在地 春日市上白水四丁目54番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 環境課 生活環境担当

店舗周辺の都市計画法上の用途地域は、第1種住居地域及び近隣商業地域であり、店舗から発生する騒音等が周辺地域へ与える影響は少ないと推察されますが、閉店時刻が午後10時に延長されていることもあり、駐車場等での騒音等に対する周辺住民への配慮、及び繁忙期など混雑が見込まれる際の交通整理員を配置することによる騒音発生の抑制など、騒音対策の遵守をお願いします。住民からの苦情等が発生した際には、誠意ある対応をお願いします。

(2) 環境課 ごみ減量担当

延床面積が1,000㎡以上で年間の可燃ごみの排出量が12tを超える場合は、春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第4条に規定する多量排出事業者になります。該当した場合は、廃棄物の減量計画書提出等の義務が生じます。

(3) 都市計画課 計画担当

設置する駐車場が、一般公共の用に供するものであり、自動車（自動2輪も含む）の駐車マスの合計面積が500㎡以上の場合は届出が必要となる場合があります。

(4) 道路管理課 道路管理担当

駐車場への出入りによる道路上の交通渋滞が発生すると見込まれる日には、交通誘導員を配置するなどの交通渋滞対策をお願いします。

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により芦屋町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡芦屋町北部	令和元年9月10日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量 2級基準点測量 2点
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

遠賀郡遠賀町大字若松

令和元年10月1日から
令和元年10月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、久留米市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
基準点復旧測量
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	終了年月日
久留米市三潆町田川 地内	令和元年9月20日から 令和元年10月20日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
3級基準点測量（1点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区京良城町	令和元年9月25日から 令和元年11月29日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字阿志岐158番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八女市忠見577番1
篠原 克樹

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字阿志岐158番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区片江三丁目16番17号
井上 邦広 井上 瑞穂

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市井上字東道南906番1及び906番5

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

筑紫野市二日市南二丁目14番12号 クリスィーム長野201号
白井 千春

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市美鈴が丘一丁目5番1及び5番8から5番16
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号
西日本鉄道 株式会社
代表取締役 倉富 純男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡宇美町大字宇美字打尾1271番14、1271番15、1283番2及び1283番30並びにこれらの区域内の道路である国、町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区多の津一丁目5番2号
株式会社タムラ
代表取締役社長 田村 康宏

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県京築地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

令和元年10月18日

福岡県知事 小川 洋

公安委員会

福岡県公安委員会告示第235号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和元年10月18日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
技能検定員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引^{けんいん}第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

日	時	項目	場 所	審査種別
---	---	----	-----	------

令和元年11月18日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和元年11月19日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和元年11月25日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	みやま市瀬高町長田3539番地4 瀬高自動車学校	普通及び普通第二種免許
令和元年11月26日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		北九州市八幡西区御開三丁目38番1号 八幡自動車学校	大型、中型、準中型 大型特殊、牽引 ^{けんいん} 大型二輪、普通二輪大型第二種及び中型第二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引 ^{けんいん} 免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和元年11月8日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和元年11月7日（木曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

収用委員会

福岡県収用委員会告示第2号

平成31年2月15日付け福岡県収用委員会告示第11号で公告した市道下町・西福童16号線改築工事（福岡県小郡市小郡字町口地内から同市福童字東内畑地内まで）に係る裁決手続開始の決定について、次のとおり更正したので、公告する。

令和元年10月18日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

小郡市

2 事業の種類

市道下町・西福童16号線改築工事（福岡県小郡市小郡字町口地内から同市福童字東内畑地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県小郡市 福童字法司	134番1	雑種地	246.85 (260) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積 17.11 平方メートル、使用しようとする土地の面積 7.35 平方メートル
	134番2	墓地	47.05 (62) 平方メートルのうち、収用しようとする土地の面積 47.05 平方メートル

(注) 地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

別表のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

佐藤 忠美

福岡県小郡市福童487番地2

土地使用借権

6 裁決手続開始の決定を更正した年月日
令和元年10月4日

別表

	氏名	住所	持分
1	佐藤 忠美	福岡県小郡市福童487番地2	4分の1
2	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 成清 一誠	福岡市西区拾六町四丁目2番5号	1344分の8
3	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 浅井 秀美	静岡市清水区草薙二丁目27番13号	1344分の8
4	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 伴 和夫	福岡県小郡市福童2409番地2	1344分の32
5	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 古賀 静子	東京都世田谷区奥沢五丁目25番2号 シテイコーポ自由が丘102	1344分の12
6	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 古賀 則男	福岡県小郡市福童2498番地2	1344分の4
7	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 古賀 明子	福岡県小郡市福童2498番地2	1344分の4
8	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 薬内 真由美	佐賀県鳥栖市布津原町61番地 県営宿町住宅B棟6-632	1344分の4
9	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 永田 榮子	福岡県小郡市福童2493番地1	1344分の6
10	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 永田 誠一	福岡県小郡市福童2493番地1	1344分の2
11	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 永田 昭二	福岡県小郡市大保1619番地7	1344分の2
12	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 永田 梅夫	福岡県久留米市合川町1321番地1	1344分の2
13	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 古賀 芙美子	福岡県小郡市二森387番地7	1344分の6
14	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 松本 裕子	福岡県小郡市八坂2番地26	1344分の3
15	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 古賀 圭子	福岡県小郡市二森387番地7	1344分の3
16	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 石丸 美智子	東京都港区赤坂七丁目5番34-525号 インペリアル赤坂フォラム	1344分の24
17	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 石丸 裕子	東京都港区赤坂七丁目5番34-525号 インペリアル赤坂フォラム	1344分の12
18	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 石丸 順子	57 Highlands Way Whiteparish Salisbury Wiltshire SP5 2SZ UK	1344分の12
19	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 森山 幸嗣	福岡県久留米市津福本町56番地5	1344分の24
20	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 森山 裕子	山口県周南市大神一丁目13番41号	1344分の12
21	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 森山 孝	大阪府茨木市学園町5番1-1103号	1344分の6
22	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 森山 昌子	山口県周南市大神一丁目13番41号	1344分の6
23	登記名義人 伴 新太郎 法定相続人 伴 弘臣	福岡市早良区南庄六丁目2番2号	1344分の24

24	登記名義人 法定相続人	伴 新太郎 伴 トモ子	福岡県筑紫野市紫二丁目4番1-305号	1344分の24
25	登記名義人 法定相続人	伴 新太郎 矢野 俊邦	福岡県久留米市城南町8番地24 ステーションビルⅡ301号	1344分の48
26	登記名義人 法定相続人	伴 新太郎 吉田 貞子	住所不明	1344分の48
27	登記名義人 法定相続人	佐藤 善次郎 佐藤 文吾	住所不明	72分の4
28	登記名義人 法定相続人	佐藤 善次郎 野田 邦子	福岡県福津市光陽台二丁目4番地の5	72分の2
29	登記名義人 法定相続人	佐藤 善次郎 平田 幹	千葉県八千代市大和田新田1054番地7 ライオンズマンション西八千代519号	72分の2
30	登記名義人 法定相続人	佐藤 善次郎 佐藤 未登	住所不明	72分の4
31	登記名義人 法定相続人	佐藤 善次郎 草場 忠好	福岡市早良区室住団地70番108号	72分の3
32	登記名義人 法定相続人	佐藤 善次郎 森田 春美	福岡市南区多賀二丁目9番934号	72分の3
33	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 田村 浩子	福岡市南区大橋三丁目8番5号	6720分の126
34	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 高木 明子	福岡市中央区赤坂一丁目14番25号	6720分の21
35	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 田村 昌寛	福岡市南区大橋三丁目8番5号	6720分の21
36	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 山内 和代	福岡市早良区大字西油山214番地	6720分の24
37	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 磯野 順子	佐賀県鳥栖市蔵上町560番地	6720分の24
38	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 白水 佳世子	福岡県春日市春日十丁目53番地3	6720分の24
39	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 山崎 築士	福岡県筑紫野市大字原田2132番地	6720分の24
40	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 山崎 昌子	福岡県筑紫野市大字原田2132番地	6720分の80
41	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 庵原 とよ子	福岡市東区千早三丁目1番23-807号	6720分の80
42	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 山崎 美津子	福岡市早良区百道二丁目1番1014号	6720分の80
43	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 杉村 弘明	横浜市瀬谷区瀬谷三丁目9番地の6	6720分の56
44	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 溝口 美恵子	千葉県稲毛区宮野木町835番地106	6720分の56
45	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 本間 千里	神奈川県大和市深見3213番地6	6720分の56
46	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 楠 クニカ	佐賀県鳥栖市轟木町1574番地 グループホーム「かがやきの里」とどろき	6720分の224
47	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 西岡 佳世子	福岡県田川郡糸田町1813番地33	6720分の224
48	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 宮崎 富久子	北九州市八幡東区羽衣町5番31号	6720分の112

49	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 宮崎 由紀子	北九州市八幡東区羽衣町5番31号	6720分の56
50	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 宮崎 洋一	東京都江東区有明一丁目4番20-251 5号	6720分の56
51	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 楠 ミヨ子	鹿児島県日置市東市来町養母329番地2	6720分の168
52	登記名義人 法定相続人	佐藤 乾太郎 楠 優	鹿児島県日置市東市来町養母329番地2	6720分の168

福岡県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第1項第1号に基づく次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和元年11月8日をもって当該書類の送達があったものとみなされます。

令和元年10月18日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成30年度福収権第8号事件及び平成30年度福収明第8号事件

2 事業名

市道下町・西福童16号線改築工事（福岡県小郡市小郡字町口地内から同市福童字東内畑地内まで）

3 送達を受けるべき者

佐藤 未登

住所不明

4 送達すべき書類

令和元年10月7日付30福収第15号－15「損失の補償に関する意見の確認について」